

令和6年3月29日

輸入加糖調製品の売渡等申込者 各位

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部輸入調整第二課長

令和6年4～6月の輸入申告に係る機構への売買申込みについて

平素は、当機構の業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の売買申込みに係る取扱いは、以下のとおりとなりますので、ご承知おきください。

1. 4月以降の輸入申告に係る機構への売買申込みについて

- ・法令により、4～6月期は、新たな加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間となります。
- ・4～6月の輸入申告分に係る申込入力は、3月29日から行うことができますが、承諾書の発行は4月以降となります。
- ・3月29～31日の申込入力については、①3月中の輸入申告分と、②4月以降の輸入申告分で平均輸入価格が異なることから、輸入申告日を必ずご確認ください。**(なお、3月30～31日は行政機関の休日のため、3月中の輸入申告分の承諾書は発行できません。)**
- ・3月中に輸入申告を行う予定で承諾を受けたものが、何らかの理由により、4月以降の輸入申告となった場合、税関において無効と判断され、輸入許可がされないこととなります。輸入申告日が4月になることが判明した場合は、速やかに機構担当へ連絡してください。

2. 関税の暫定税率について

- ・機構売買対象ラインのうち5ライン(1806. 10-110、1806. 20-121、1901. 90-219、2106. 10-219、2106. 90-284)について、関税定率法等の一部を改正する法律案が施行された場合、令和6年度(4月1日～3月31日)に適用される暫定税率(関税)が引き下げとなり、機構に納付する調整金

は前年度より増額となります。なお、現行の負担水準(関税と調整金を合わせた額)については変更ありません。

【参考】調整金の負担割合(税率相当:従価税換算)

(HSコード	:	令和5年度	→	令和6年度)
1806. 10-110	:	8. 1%	→	9. 4%	
1806. 20-121	:	6. 1%	→	7. 1%	
1901. 90-219	:	6. 4%	→	7. 5%	
2106. 10-219	:	11. 4%	→	13. 3%	
2106. 90-284	:	6. 4%	→	7. 5%	

(問い合わせ先)

独立行政法人農畜産業振興機構

特産調整部輸入調整第二課

TEL : 03-3583-8775

FAX : 03-3583-8762

メールアドレス : alic-chosei01@alic.go.jp